

コーポレート・ガバナンス

持続的な成長と企業価値の増大を目指した、
リコーグループの経営統治体制についてご紹介します。

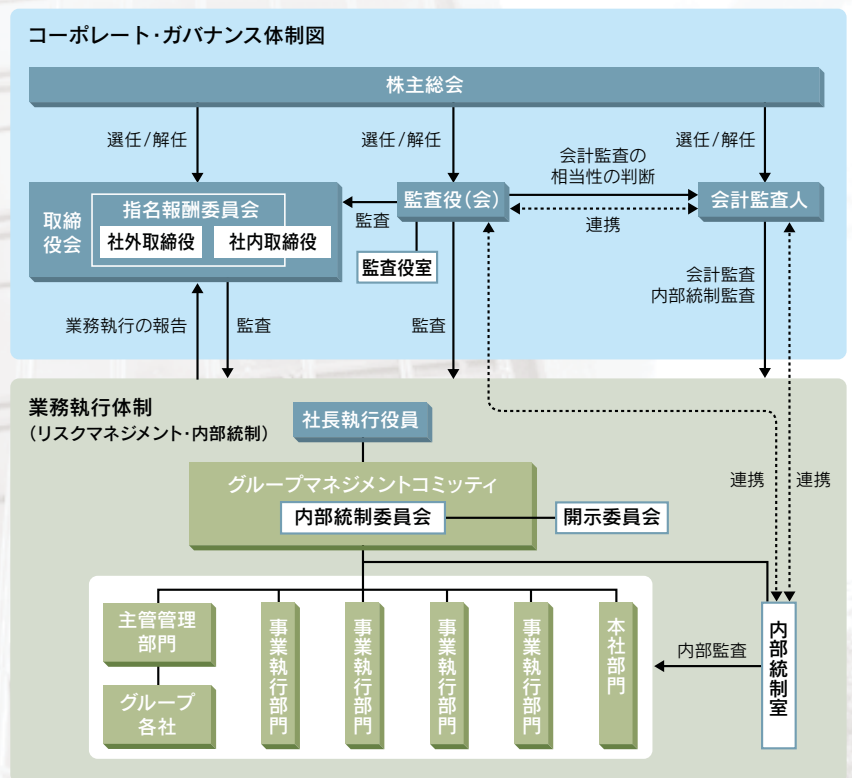
コーポレート・ガバナンス体制

ISO26000「組織統治」

リコーグループは、事業活動の基礎となる理念・価値観を「リコーウェイ²⁹」^{29ページ参照}として定め、企業倫理と遵法の精神に基づき、経営の透明性を確保しつつ、競争力の強化を目指したコーポレート・ガバナンスの構築を進めています。

リコーグループは、企業風土が企業活動の規律を形成する重要な要素であるという自律的なコーポレート・ガバナンスの考え方に基づき、多様なステークホルダーの期待に応えるという使命感と、社会的良識に合う高い倫理観を共に備えた企業風土の維持・強化に努めつつ、企業経営の主体である経営執行・事業執行の緊張感を醸成し、その質とスピードの一層の向上を図るため、右図の経営機構を採用しています。以下はその概要です。

- ・ 当社は監査役制度を採用しています。
- ・ 取締役会は経営監督およびグループ経営に関わる重要な意思決定を行っています。独立性の高い社外取締役を招聘することにより、経営の透明性の確保と公正な意思決定の一層の向上を図っています。取締役会は12名で構成され、内2名が社外取締役です。
- ・ 監査役会は4名の監査役で構成され、内2名は独立性の高い社外監査役です。監査役会では監査の方針および業務の分担等を協議決定し、経営への監視機能を果たしています。
- ・ 執行役員制度を導入し、事業執行については各事業執行部門へ権限委譲することにより役割の明確化及び意思決定の迅速化を図っています。
- ・ グループ全体の経営について全体最適の観点での審議及び意思決定を迅速に行うために、取締役会から権限委譲された



コーポレート・ガバナンスの基本情報 (2011年6月現在)

組織形態	監査役設置会社
取締役会の人数	12名(定款上の定員:15名)
うち、社外取締役の人数	2名
取締役会の議長	会長
監査役的人数	4名(定款上の定員:5名)
うち、社外監査役の人数	2名

- 意思決定機関として、一定の資格要件を満たす執行役員で構成される「グループマネジメントコミッティ(以下、GMC)」を設置しています。
- ・ 当社独自の常設機関として「指名報酬委員会」を設置しています。当委員会は、社外取締役と一部の社内取締役で構成され、取締役、執行役員等の選解任制度・報酬制度の立案と決定等を行います。
- ・ 監査役室を設置し、監査役の職務執行を専属で補助するスタッフを配置しています。

- ・内部監査については、専門部門である内部統制室が、各事業執行部門の事業執行状況を法令等の遵守と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討・評価し、改善のための助言・勧告を行っています。
- ・外部監査については、監査法人の独立性の強化が求められていることに合わせて、「監査および非監査業務のための事前承認の方針と手続」に関する規程を定め、監査契約の内容およびその金額について監査役会の事前承認制度を導入しています。
- ・リコーグループの内部統制システム構築・改善を実現する為、それらを審議、決定する定期開催の「内部統制委員会」をGMC内に設置しています。

■役員報酬の基本方針

リコーグループでは、役員報酬を、株主価値の増大に向けて、中長期に亘って持続的な業績向上を実現することに対する有効なインセンティブとして位置付けています。

取締役の基本報酬は、経営監督の役割に対する報酬、経営責

任や役割の重さを反映する報酬、および自社株取得目的報酬（社外取締役を除く）、ならびに事業年度ごとの株価推移に連動して増減する報酬で構成されています。賞与は、株主価値の向上や競争力強化に関わる重要指標（売上高、営業利益、ROA）と連動して決定する仕組みとしています。また、賞与は毎回の株主総会に付議し、株主からのご承認をいただくこととしています。

監査役の報酬は、適切に監査を行う役割に対する報酬のみで構成されています。

役員報酬の内容(2010年4月1日から2011年3月31日までの事業年度)

(単位:百万円)	人数(名)	基本報酬(百万円)	賞与(百万円)	報酬等の総額(百万円)
取締役	16	346	82	429
うち社外取締役	4	21	—	21
監査役	5	74	—	74
うち社外監査役	3	14	—	14
合計	21	421	82	504
うち社外役員	7	35	—	35

※上記には、2010年6月25日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名、監査役1名が含まれております。

リスクマネジメント・コンプライアンス

リコーグループは、業務の適正さと、業務執行の法令等の遵守を確保するために、以下のような体制で取り組んでいます。

- ・リコーの取締役会およびGMCは、リコーグループ全体の経営監督と意思決定を行います。その実効性を確保するため関連会社に関する管理規定を定め、統括機能として主管管理部門を設置し、グループの管理を行っています。
- ・会社情報開示の正確性、適時性および網羅性を確保するために開示基本方針を定め、独立した機関として「開示委員会」を設置し、開示情報の作成プロセスを検証しています。
- ・リコーグループとして遵守すべき共通の規則については、グループ共通規則「リコーグループスタンダード(RGS)」として制定し、グループ全体で遵守していくよう推進しています。

・コンプライアンスを含めたCSR(Corporate Social Responsibility)については、リコーグループの企業行動原則である「リコーグループCSR憲章」と、リコーグループ社員の行動原則を示した「リコーグループ行動規範」を徹底するために、専門委員会の設置、通報・相談窓口の「ほっとライン」の設置、および、各種教育を通じて国内外のコンプライアンスの充実を図っています。

・TRM(トータルリスクマネジメント)については、リコーグループを取り巻くリスクを網羅的・統括的に捉えて整理・対処することにより、実効性・効率性のある統合的リスクマネジメントを実現し、グループの安定的・持続的な発展と企業価値を増大させることを基本目的として「TRM」の仕組みを構築し運用しています。

また、地震等の自然災害や新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に備えて、被害の極小化と速やかな回復/事業継続をはかるための事業継続計画を整備しています。